

平成19年4月11日

全国消費者団体連絡会  
PLオンブズ会議 殿

日本LPガス団体協議会

## 貴連絡会からの要望書への回答について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2月28日付けで貴連絡会から当協議会に提出されました「一連のガス機器事故に関する要望書」につきまして、以下のとおり回答申し上げます。

### はじめに

LPガスは全世帯の半分にあたる約2600万世帯で使用されており、国民生活に不可欠なエネルギーです。このため、当協議会及びその会員であるLPガス関係団体並びにLPガス販売事業者は、LPガスをご使用のお客様に対し、安心・安全にご使用いただくため、保安確保のための様々な活動をしております。

今般の一連のガス機器に係る事故問題につきましては、お客様のLPガスに対する信頼を根幹より揺るがすものであり、ガス機器メーカーのみの問題ではなく、ガス業界全体の問題という認識の下、極めて深刻に受けとめております。お客様の信頼回復と安心・安全にご使用いただくため、現在、諸対応策の実施と検討に取り組んでおります。貴連絡会から頂きました諸要望につきましては、当協議会としても真摯に受け止め、更に気持ちを引き締めてLPガスの保安確保に努めてまいります。

当協議会及びLPガス関係団体並びにLPガス販売事業者が現在実施又は検討中である取り組みにつきましては、以下のとおりとなっておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

### 1. お客様に対する事故製品のメーカー名、製品名などの具体的情報の提供

経済産業省は、本年2月23日にガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策をとりまとめましたが、その中で事故情報公開の徹底が示されました。これを受けて3月13日に、ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づき、ガス事業者及びLPガス販売事業者から報告された過去の消費設備に係る21年間の事故案件3,337件について、メーカー名や型式が公表され、事故情報公開の徹底が図られたところです。

ガス機器メーカー及びLPガス販売事業者等は重大事故については今後も速やかな事故報告を経済産業省等に対して行うとともに当協議会といたしましても、LPガス関係団体をとおして、ガス機器メーカー等による事故情報の提供が促進されるよう活動してまいりたいと思っております。

また、今後当協議会活動などにおいて、ガス機器メーカーとLPガス販売事業者との事故情報の共有、ホームページやチラシなどによるお客様への注意喚起など情報の周知を行い、お客様保護と事故の撲滅に努めてまいります。

## 2. 製品点検・取替の促進及びお客様への注意喚起

### (1) 製品点検・取替促進について

LPガス販売事業者は、お客様の製品点検要請への速やかな対応を行うこととしておりますが、点検（対象機器：不完全燃焼防止装置無し半密閉式給湯器・風呂釜、開放型小型湯沸器、金網ストーブ）の際にガス機器に異常が発見された場合には、お客様に対して当該機器の使用について注意喚起、場合によっては使用禁止の旨を要請するとともに、古いガス機器の交換をお願いすることとしております。

LPガス関係団体においては、LPガス販売事業者に対して、不完全燃焼防止装置の有無に関係なく開放式瞬間湯沸器については、換気注意のステッカーを貼付するよう要請することとしております。

また、「全国一斉LPガス保安高度化運動」を平成16年度から3年間進めており、今年度が最終年度でしたが、今回の燃焼機器の一連の問題発生を受け、平成19年度以降も3年間継続することになりました。内容としては、安全装置なし機器の取替促進、安全機器の設置、各種機器の期限管理、老朽化設備の一掃、販売事業者の保安教育の徹底、お客様への保安啓発活動等の事故防止対策の一層の推進を図っていくこととしています。

### (2) LPガス安全委員会の活動について

LPガス業界は、LPガスをご使用のお客様に安全・安心にLPガスをご使用いただくため、昭和44年に「LPガス事故防止安全委員会」（昭和60年に「LPガス安全委員会」に改称）を発足させ、関係省庁及び消費者団体の参加を得て、以来37年に亘って、お客様に対する保安に関する技術的知識の普及や保安意識の高揚など、様々な保安啓発活動をしてまいりました。

安全の確保のためには、これで十分ということはありません。繰り返し・継続的な啓発活動と、しかもお客様にしっかり情報が届き理解していただくことが重要であり、毎年工夫をしながら活動をしております。

LPガス安全委員会では、10月を「LPガス消費者保安月間」と定め、「LPガス消費者保安キャンペーン」を毎年実施しております。具体的には、お客様への啓発ツール（チラシ、LPガス保安ガイド、Q&A、事故事例紹介等）を作成し、各種の媒体（新聞広告、テレビCM、電車広告、自治会回覧、ポスター、ホームページ、雑誌等）を通して啓発活動を展開しております。

例えば、一酸化中毒事故防止については、LPガス安全委員会のホームページ（<http://www.lpg.or.jp/>）において、映像による事故事例の紹介（一酸化炭素中毒事故を防ぐために一事故原因と対策を映像でわかりやすく解説）などもしております。

近年は、一酸化炭素事故防止と不完全燃焼防止装置付き機器等への交換促進に活

動の重点をおいて実施しております。当協議会としましては、今後ともLPGガス安全委員会活動と緊密な連携をとりながら、効果的な啓発活動を展開してまいります。

### （3）お客様への注意喚起について

LPGガス販売事業者は、今般の一連のガス機器に係る事故を受けて、本件に係るガス機器の使用上の注意事項（換気の注意、再点火の注意等）を周知文書等に掲載するなどし、お客様へ一層注意喚起を実施していくこととしております。

LPGガス安全委員会では、3月28日発行のNHKのステラ等3誌（31万部）に「換気」をキーワードとしたLPGガス利用の正しい使い方の周知記事を掲載しました。さらに、ホームページの“家庭用LPGガス保安ガイド”を今回の一連の事故を受けた内容に変更して掲載いたしました。来年度作成予定のポスターについても、原案企画の段階で同様の対応をしております。

また、昨年発生した換気必要な開放式瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故がこれまで多数発生していた旨が公表されたことを契機に、都市ガス事業者、ガス機器メーカーと一緒に、2月18・19日に新聞広告で換気などの周知を実施いたしました。

前述しましたように、経済産業省の開放式湯沸器の換気注意ステッカーをLPGガス事業者が湯沸器本体に添付するなど各種注意喚起の活動を展開する予定です。

## 3. 買い替え促進策におけるお客様負担の軽減

安全性の高いガス機器への交換については、当協議会としてもガス機器の使用による一酸化炭素中毒事故を撲滅していくための重要な取り組みであると認識し、下取り対策を実施しているガス機器メーカーとも連携をとりながら、不完全燃焼防止装置付きガス機器等への交換促進活動を展開しており、今後も一層の促進を図ってまいりますのでご協力お願いいたします。

なお、旧型ガス機器の交換インセンティブが比較的低いとされる賃貸集合住宅オーナー向けの交換対策等については、当協議会が参加している日本ガス体エネルギー普及促進協議会が昨年12月に立ち上げた行政やお客様団体を交えた研究会<sup>(※)</sup>において、現在その具体策を検討中であります。

※「あんしん高度化ガス機器普及開発研究会」（別紙）

## 4. 製品事故内容の全容及び原因究明の公表と被害者救済

### 1. に記載

## 5. 事故情報収集・原因追求・対策推進のための社内体制の整備

ガス機器メーカー及びLPGガス販売事業者等による速やかな事故報告とともに、行政、LPGガス関係団体、当協議会及びLPGガス安全委員会との情報共有及び事故原因の究明を進めるための業界内体制の強化が重要であります。

当協議会といたしましては、行政、ガス機器メーカー、LPGガス販売事業者、L

Pガス関係団体及びL Pガス安全委員会とも緊密に連携をとりながら、お客様へ早期に効果的な情報提供ができるよう努めてまいる所存です。

以上が貴連絡会からの要望事項に関するL Pガス業界の取り組み内容ですが、保安の確保はガス事業の根幹であると認識しております。このため、ガス業界が一丸となって保安確保に関する一層の取り組みを行い、お客様にガスを安全・安心・快適にご使用いただき、お客様との信頼関係を更に強固なものにし、L Pガスがクリーンかつ安全なエネルギーとして国民の信頼に応えられるよう努力してまいる所存であります。

引き続きご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上